

# 軽自動車OSSポータルサイトの仕様追加・変更について (※継続検査OSS関係のみ)

(rev1.0)

軽自動車検査協会

令和4（2022）年12月16日

# 仕様追加・変更概要

- 令和5（2023）年1月4日から取扱開始する「継続検査の申請〔電子申請（OSS申請）・書面申請（OCR申請）〕手続時における軽自動車税種別割の納税確認の電子化」に伴い、同日、OSS申請手続における関連する機能をリリースいたします。
- 既存の軽自動車OSSポータルサイト画面等に修正を加えますので、主な修正点を示します。

## 1. 仕様追加・変更概要

➤ 以下の仕様追加・変更を実施することに伴う修正。

① 継続検査OSS申請手続において、軽自動車税種別割が未納等である場合に、状況照会画面等において OSS申請者に対して、電子的に納税確認ができなかった旨をお知らせすること。

✓ 軽自動車検査協会のシステムから軽JNKSへの照会結果（納付済・未納）は、OSS申請の進捗状況が以下のステータス時に確認することが可能となります。また、放置違反金情報がある場合は、併せてお知らせを表示します。

- ・ 「検査手数料等納付待ち」・・・未納情報※<sup>1</sup>（P2）
- ・ 「自動車重量税納付待ち」・・・未納情報※<sup>1</sup>（P3, P4）、完納情報※<sup>2</sup>（P5, P6）

※<sup>1</sup>：未納情報は、以下の画面でもお知らせを表示します。

■まとめ納付対象選択画面（P7）

■まとめ納付番号取得依頼画面（P8）

※<sup>2</sup>：完納情報は、OSS申請の進捗状況が「検査手数料等納付待ち」のステータスにおいて「未納」であることの通知を受けた申請に対して、申請の審査時に滞納がないことの確認ができた場合における「納付の確認ができた旨」のお知らせとなります。

## 2. 仕様追加・変更日

➤ 令和5（2023）年1月4日（水）

## 3. 仕様追加・変更に伴う画面修正イメージ

➤ 次ページ以降のとおり。

- 以下のとおり、画面下方の「お知らせ」の箇所に、申請対象車両について軽自動車税種別割の滞納がないことを確認できなかった場合、新たに以下のお知らせ（通知内容）を表示します。

## ▲ お知らせ

令和 5年 1月 4日 通知内容

申請対象の車両について、軽自動車税種別割の滞納がないことを確認できませんでした。軽自動車税種別割の滞納がないことの確認は、検査申請審査時に再度行いますが、検査申請審査時においても軽自動車税種別割の滞納がないことを確認できない場合、自動車検査証の返付を受ける際に軽自動車税種別割を納付したことを証する書面（有効なもの）の提示が必要となります。なお、提示されない場合には、自動車検査証の返付を受けることはできませんのでご注意ください。

- 以下のとおり、画面下方の「お知らせ」の箇所に、申請対象車両について軽自動車税種別割の滞納がないことを確認できなかった場合、新たに以下のお知らせ（通知内容）を表示します。

## ▲ お知らせ

令和 5年 1月 4日 通知内容

申請対象の車両について、軽自動車税種別割の滞納がないことを確認できませんでした。自動車検査証の返付を受ける際に軽自動車税種別割を納付したことを証する書面（有効なもの）を窓口にて提示してください。なお、提示されない場合には、自動車検査証の返付を受けることはできませんのでご注意ください。

- 以下のとおり、画面下方の「お知らせ」の箇所に、申請対象車両について軽自動車税種別割の滞納がないことを確認できず、かつ、放置違反金情報が存在する場合、新たに以下のお知らせ（通知内容）を表示します。

## ▲ お知らせ

令和 5年 1月 4日 通知内容

申請対象の車両について、軽自動車税種別割の滞納がないこと及び放置違反金等の納付の事実が確認できませんでした。自動車検査証の返付を受ける際に軽自動車税種別割を納付したことを証する書面（有効なもの）及び放置違反金等を納付したことを証する書面を窓口にて提示してください。なお、提示されない場合には、自動車検査証の返付を受けることはできませんのでご注意ください。

[通知を受けている違反番号]

000000000000000001,000000000000000002



- 以下のとおり、画面下方の「お知らせ」の箇所に、申請対象車両について軽自動車税種別割の滞納がないことを確認できた場合、新たに以下のお知らせ（通知内容）を表示します。

## ▲お知らせ

---

令和 5年 1月 4日 通知内容

申請対象の車両について、検査申請審査時に軽自動車税種別割の滞納がないことを確認できました。自動車検査証の返付を受ける際に軽自動車税種別割を納付したことを証する書面の窓口への提示は必要ありません。



- 以下のとおり、画面下方の「お知らせ」の箇所に、申請対象車両について軽自動車税種別割の滞納がないことを確認でき、かつ、放置違反金情報が存在する場合、新たに以下のお知らせ（通知内容）を表示します。

## ▲ お知らせ

令和 5年 1月 4日 通知内容


申請対象の車両について、検査申請審査時に軽自動車税種別割の滞納がないことを確認できましたが、放置違反金等の納付の事実が確認できませんでした。自動車検査証の返付を受ける際に放置違反金等を納付したことを証する書面を窓口に提示してください。なお、提示されない場合には、自動車検査証の返付を受けることはできませんのでご注意ください。

[通知を受けている違反番号]

00000000000000000001,00000000000000000002

# 画面修正イメージ（まとめ納付対象選択画面）

■ 軽自動車税種別割の納付の事実の確認ができない申請が存在する場合  
 ➤ 以下のとおりお知らせを表示するとともに、当該申請の表の背景を黄色で表示します。


まとめ納付対象選択

**現在の検索条件**

業務種別		納付期限 (自)	2022年
税・手数料種別	検査手数料・技術情報管理手数料	納付期限 (至)	
状況更新日時 (至)			

**納付対象を選択してください。**

ページごとに納付対象をチェックし、「納付対象を保存」ボタンを押してください。納付対象の保存が終わったら、「納付対象を確認」ボタンを押してください。

※以下の点に注意してください。  
 選択は同一の税・手数料種別、年度（申請日又は納付期限）のものに限ります。  
 軽自動車税環境性割は同一の都道府県のものに限ります。  
 選択された納付対象の納付期限は、検査手数料・技術情報管理手数料、自動車重量税については選択対象内で最も早い納付期限に、軽自動車税環境性割については、選択対象内で最も遅い納付期限に統一されます。  
 納付番号取得の操作をすると、まとめ納付の対象は変更できません。

選択された納付対象は以下のとおりです。  
 総件数 0件 総合計金額 0円

納付対象を保存 納付対象を確認

選択された納付対象は以下のとおりです。  
 総件数 0件 総合計金額 0円

業務種別	受付番号	申請者名	申請先	税・手数料種別	金額	納付期限	納付対象	まとめ状況
継続検査	1701 1025 5100 00001	軽自行政書士事務所	東京主管事務所	検査手数料	¥ 1,100	2022年 01月 31日	<input type="checkbox"/>	
				技術情報管理手数料	¥ 400			
継続検査	1701 1025 5100 00002	軽自行政書士事務所	東京主管事務所	検査手数料	¥ 1,100	2022年 01月 31日	<input type="checkbox"/>	
				技術情報管理手数料	¥ 400			

✓ 納付対象を選択してください。

① 現時点で軽自動車税種別割の納付の事実の確認ができない申請が、2件あります。  
 ※当該申請については、表の背景を黄色で表示しております。  
 ※当該申請は、納付対象の全選択時の対象となりません。もし、当該申請を納付対象として選択される場合は、個別に選択をする必要があります。  
 ※当該申請に対して、納付の操作を行った場合、自動車検査証等の受取時に、「現に軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面（例：軽自動車税（種別割）納税証明書）」の提示を行うことに同意したものとみなされますので、あらかじめご了承ください。  
 なお、軽自動車税種別割の納付の事実確認は、検査申請審査時に再度行いますが、その際に軽自動車税種別割の納付の事実が確認できた場合、当該書面の提示は不要となります。





# 画面修正イメージ（まとめ納付番号取得依頼画面）

■ 軽自動車税種別割の納付の事実の確認ができない申請を、納付対象に選択した場合  
 ➤ 以下のとおりお知らせを表示します。

以下の受付番号がまとめ納付の対象として

納付番号の取得依頼を行う場合、「納付番号を取得する」ボタンを押す（※一定時間内にブラウザ操作を行わなかった場合、表示中の情報は失われます）

税・手数料種別	
検査手数料・技術情報管理手数料	

ページ	受付番号	受付番号	受付番号	受付番号	受付番号
1/1	1701 1025 5100 00001	1701 1025 5100 00002	1701 1025 5100 00003	1701 1025 5100 00004	1701 1025 5100 00005

選択したまとめ納付の総件数、総合計金額は以下のとおりです。  
 3件 4,500円

※納付番号を取得する前に、以下の点に注意してください。

- 今日行った納付との合計金額が、金融機関に設定された一日の取扱限度額を超える場合、明日以降の納付となります。
- 納付番号を取得すると、まとめ納付の対象は変更できません。
- 選択されたすべての対象の納付期限は、上記の日付となります。

▲一度のまとめ納付の合計金額が、金融機関に設定された一日の取扱限度額を超えない限り、まとめ納付は行えません。

①まとめられた納付対象の納付期限は、選択対象内で最も早い納付期限を優先し、よろしければ、「納付番号を取得する」ボタンを押してください。

○ 納付番号を取得する

ページ	受付番号	受付番号	受付番号	受付番号	受付番号
1/2	1702 1025 5100 10030	1702 1025 5100 10031	1702 1025 5100 10032	1702 1025 5100 10033	1702 1025 5100 10034
	1702 1025 5100 10035	1702 1025 5100 10036	1702 1025 5100 10037	1702 1025 5100 10038	1702 1025 5100 10039
2/2	1702 1025 5100 10040				

選択したまとめ納付の総件数、総合計金額は以下のとおりです。  
 11件 16,500円

※納付番号を取得する前に、以下の点に注意してください。

- 今日行った納付との合計金額が、金融機関に設定された一日の取扱限度額を超える場合、今日の納付は行えません。納付番号の取得はできませんが、明日以降の納付となります。
- 納付番号を取得すると、まとめ納付の対象は変更できません。
- 選択されたすべての対象の納付期限は、上記の日付となります。

▲現時点で軽自動車税種別割の納付の事実が確認できない申請を、納付対象として選択しています。当該申請に対して、検査手数料等の納付の操作を行った場合、自動車検査証等の受取時に、「現に軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面（例：軽自動車税（種別割）納税証明書）」の提示を行うことに同意したものとみなされますので、あらかじめご了承ください。  
 ※軽自動車税種別割の納付の事実確認は、検査申請審査時に再度行いますが、その際に軽自動車税種別割の納付の事実が確認できた場合、当該書面の提示は不要となります。

▲一度のまとめ納付の合計金額が、金融機関に設定された一日の取扱限度額を超えて納付番号を取得した場合、金融機関に設定された一日の取扱限度額を超えない限り、まとめ納付は行えませんのでご注意ください。

①まとめられた納付対象の納付期限は、検査手数料・技術情報管理手数料、自動車重量税については選択対象内で最も早い納付期限に、軽自動車税環境性能割については、選択対象内で最も遅い納付期限に統一されます。よろしければ、「納付番号を取得する」ボタンを押してください。

○ 納付番号を取得する